紀南地域森林計画書（案）

（紀南森林計画区）

計画期間
自　２０２４年（令和６年）４月１日
至　２０３４年（令和１６年）３月３１日

（　　年（令和　年）　月変更）

和 歌 山 県

紀南森林計画区

当該地域森林計画の変更は、２０２７年（令和９年）４月１日にその効力を生ずるものとする。

１　「第１　計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位　面積：ｈａ）

区　分		面　積	備　考
総　数		１９９，２６８	△１０ｈａ
市町村別内訳	田辺市	８３，１８０	△　６ｈａ
	新宮市	２１，３６３	△　２ｈａ
	白浜町	１６，０３８	０ｈａ
	上富田町	３，６０６	△　０ｈａ
	すさみ町	１５，０９４	
	那智勝浦町	１６，０２１	△　０ｈａ
	太地町	３２８	△　０ｈａ
	古座川町	２８，２０１	
	北山村	４，１１０	０ｈａ
	串本町	１１，３２６	△　３ｈａ

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す
小数点以下四捨五入のため、０．５ha 未満の増減は「０」と表現している

（注）１．地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
２．本計画の対象森林は、森林法第１０条の２第１項に基づく林地の開発行為の許可制、同第１０条の７の２第１項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第１０条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
３．森林計画図は和歌山県庁、西牟婁振興局、東牟婁振興局に備え付け閲覧に供する。
４．小数点以下を四捨五入しているため、総計と内訳は一致しないことがある。

２　「Ⅰ－３ 計画樹立に当たっての基本的な考え方」の一部を次のとおり変更する

（略）

このとき、全ての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それらの生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分注意する必要がある。

また、令和８年４月に改正された森林経営管理法（平成 30 年法第 35 号）に基づく森林経営管理制度について、市町村が主体となって森林所有者の意向や森林の現況等を把握し、森林所有者による経営管理が困難な森林の適切な経営管理を進めるとともに、これらの取組及び森林整備に森林環境譲与税を活用するものとする。

（以下略）

３　「第２－１－（２） 森林の整備及び保全の基本方針」の一部を次のとおり変更する

森林・林業の振興、山村の発展及び県民の福祉の向上のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、人工林、天然林の適切な整備や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図ることとする。

具体的には、林地生産力が比較的高く、車道からの距離が近いなど施業条件に恵まれた林業適地に所在する人工林については、保育・間伐を推進するとともに、利用期にある林分の木材資源を循環利用し、伐採後の植栽による確実な更新を図ることにより、循環型林業を推進するものとする。

一方、施業の条件が厳しい人工林については、森林の現況や立地条件等を踏まえ、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、人為と天然力を適切に組み合わせた複層林の整備、天然更新等による広葉樹林化を図るものとする。これらの人工林においては、更新にあたってスギ等の花粉発生の抑制等を推進するものとする。

また、現況が天然生林である森林については、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、地域の実情や森林の有する機能に応じた適切な整備や管理を行い、資源の利活用を図るものとする。

これらの取組により、生物多様性の保全をはじめとする森林の有する多面的機能の持続的な発揮・増進を推進するとともに、保安林制度の適切な運用、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、立地条件に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとする。

効率的な森林施業、適正な管理経営に欠くことのできない林内路網の整備に当たっては、林地及び自然環境の保全に配慮しつつ積極的に整備することとする。

また、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、市町村森林整備計画において、それぞれの森林の有する機能に応じて、(1)で掲げる機能の維持増進を図るべき森林に区分することとする。これらの区分ごとに望ましい森林の姿に誘導していくための森林整備及び保全の基本的な考え方は次のとおりである。

（以下略）

４　「第３－２ 造林に関する事項」の一部を次のとおり変更する

（略）

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定母樹由来の苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入、針広混交林への誘導に努める。

（以下略）

５　「第３－２－(1)－ア 人工造林の対象樹種に関する指針」の一部を次のとおり変更する

（略）

また、特定母樹由来の苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努め、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることとする。

（以下略）

６　「第３－２－(2) 天然更新に関する指針」の一部を次のとおり変更する

（略）

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌条件等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行われるものとする。

（以下略）

７　「第３－３－(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促す立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとすること。

また、森林の状況に応じて、先進的な林業機械の活用や列状間伐の実施等、効率的な施業の実施を図ることとすること。

（以下略）

８　「第３－３－(2) 保育の標準的な方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する

目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとすること。

（以下略）

９　「第３－４－(1)－イ－① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の一部を次のとおり変更する

当該区域の維持増進を図るための森林施業の方法については、高齢級の森林への誘導を推進し、伐期の延長とともに皆伐に伴って発生する伐採面積の縮小・分散化を基本とする森林施業や、天然生林等の的確な保全・管理を推進することとする。
（以下略）

10　「第３－４－(2)－イ 施業の方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第３で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項並びに間伐及び保育に関する事項によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点から、森林施業の集約化と、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林するよう努めるとともに、林業適地においては、主伐後の植栽により確実な更新を図り、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととする。
（以下略）

11　「第３－５－(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」の一部を次のとおり変更する

路網と先進的な林業機械や架線系集材機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林資源のまとまり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要な事項を定めるものとすること。
（以下略）

12　「第３－６－(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針」の一部を次のとおり変更する

（略）
森林所有者、ＮＰＯ及びその他団体等が共同して行う森林施業を推進するため、施業実施協定及び施業施設協定の締結を促進するものとする。

13　「第３－６－(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針」を次のとおり変更する

森林所有者が自ら経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ）を実行できない森林において、森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、市町村が主体となって経営管理が実施できる森林経営管理制度の活用を促進するものとする。
なお、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定等による、林業経営体への集積・集約化に向けた取組を検討するものとする。

また、所有者不明森林について、森林所有者の探索、特例措置の活用などの取組を促進するものとする。

14 「第３－６－(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針」の記載を次の通り追加する

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が比較的高く車道からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にある区域を、地域との合意を図りながら「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとする。

イ 施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第３で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項及び間伐及び保育に関する事項によることとし、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林することにより確実な更新を図るものとする。

また、森林の集積・集約化や施業の機械化により、より効率的な森林整備を推進することとする。

15 「第３－６－(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」の一部を次のとおり変更する

① 先進的な林業機械の導入

傾斜等の地形条件、路網等の整備状況、施業体系等の地域の特性に応じて、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と先進的な林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの実現を目指す。

また、機械化の推進による労働環境の改善と若年層の林業への新規参入を促進し、林業及び山村地域の活性化を図るものとする。

先進的な林業機械の導入に当たっては、路網の整備状況が生産性に大きな影響を及ぼすことから林道・林業専用道・森林作業道を適切に組み合わせ、効率的な森林施業のための路網整備を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に努め、機械の稼働率の向上とコストの低減を図るとともに、森林経営の受委託による規模拡大や、共同化・協業化を促進し、一年を通して安定した事業量を確保するものとする。

(以下略)

16 「第４－１－(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」の一部を次のとおり変更する

(略)

なお、土地の形質の変更にあたっては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等を勘案して実施地区の選定を十分検討し、森林の持つ公益的機能を損なわないよう適正な措置を講ずるものとし、林地への再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。特に、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっ

ている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、林地開発許可制度を厳正に運用することとする。

（以下略）

17　「第４－１－(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」の一部を次のとおり変更する

森林の所在			面積	留意すべき事項	備　考
市町村		区域			
市町村別内訳	田辺市		40,488	全国森林計画第４表（3）「森林の土地の保全に特に留意すべき森林」の指定基準に基づき、森林の施業及び土地の形質の変更に当たって水源のかん養、土砂の流出、崩壊防止に留意すること	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 その他の保安林
	新宮市		8,174		
	白浜町		4,361		
	上富田町		180		
	すさみ町		3,345		
	那智勝浦町		3,101		
	太地町		19		
	古座川町		9,337		
	北山村		2,071		
	串本町		1,768		
	計		72,844		

18　「第４－２－(3) 治山事業の実施に関する方針」の一部を次のとおり変更する

（略）

また、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、林地開発許可制度の基準に基づき、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。

19　「第４－３－(1)－ア 区域の設定の基準」の一部を次のとおり変更する

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

20　「第４－４－(2) 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）」の一部を次のとおり変更する

特に近年、植栽直後に被害が発生しているニホンジカ、ノウサギ、ニホンカモシカ等の獣害を防止・軽減するために、防護施設の設置等、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除し、森林資源の保続を図るものとする。

一方、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による生息域の確保に努め、コア生息地を維持する

ことで野生鳥獣とのすみ分けを図る。

さらに、市町村や試験研究機関と連携し、効率的な防除方法の研究を進めることとする。

21　「第４－４－(3)　林野火災の予防の方針」の一部を次のとおり変更する

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加が懸念されるので、防火標識等の設置や市町村と連携した広報車による地域住民への普及啓発等を行うとともに、延焼しにくい多様な林相へと誘導することで山火事の未然防止に努める。

(以下略)

22　「第６－１　伐採立木材積及び間伐立木材積」の一部を次のとおり変更する。

（単位　材積：千㎥）

区　分	総　数	主　伐	間　伐
総　数	3,626 (4,270)	2,250 (2,440)	1,376 (1,830)
うち前半５年分	1,687 (1,682)	1,047 (961)	640 (721)

注　計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

各数値は、針葉樹及び広葉樹の材積の合計値。

２段書きの()内は変更前、裸書きは変更後

23　「第６－２　森林施業面積」の一部を次のとおり変更する。

（単位　面積：ha）

区　分	森林施業面積
総　数	34,365 (27,500)
うち前半５年分	15,984 (10,827)

注　計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

各数値は、間伐面積、人工造林面積及び下刈り面積の合計値。

２段書きの()内は変更前、裸書きは変更後

24　「第６－３　人工造林及び天然更新別の造林面積」の一部を次のとおり変更する。

（単位　面積：ha）

区　分		人工造林	天然更新
総　数		4,290 (5,620)	910 (970)
	うち前半５年分	1,995 (2,213)	423 (382)

注　計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。
　　２段書きの()内は変更前、裸書きは変更後

25　「第６－４　林道の開設及び拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更する。

（単位　延長：m　面積：ha）

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
(略)									
開設	自動車道		新宮市	佐野高田 (高田木ノ川)	13,350 (8,930)	910 (684)	○		変更
(略)									